

学位論文審査の要旨

		要 旨
学位申請者	小山 直子【論文博士】	<p>本論文は、明治初期から昭和初期における礼装規範の形成の経緯を公文書や報道記録を通して分析し、男子の洋服による礼装規範の形成が国民国家の形成に呼応していたこと、一方で男女の和服礼装が国家の服装規定としては認められない中で国民的礼装として普及した状況を明らかにしている。</p> <p>序章で、近代日本服飾史の先行研究を総括した上で、第1章では、これまで見過ごされてきた「通常礼服」と「通常服」という公文書の表現に着目し、礼装規範と国家体制との連動という枠組みを得ている。第2章では、明治30年代後半のフロックコートとシルクハットの普及を国家的行事や行幸の場においてその意味を解き明かしている。第3章では、男子の紋付羽織袴に対する国家的冷遇とその存在意義を示し、第4章では、一般女子に普及した礼装である「白襟紋付」が自主規制的に形成され、男子の場合とは対照的に国家的行事の服装として採用されていった現場を検証している。終章では、礼装規範の形成に顕在化した宮中と府中の別に起因する近代国家体制の構図が、日本文化の形成の根幹を研究する際の新たな分析軸となる可能性に言及している。</p> <p>第1回審査委員会では、公文書や新聞・雑誌記事など膨大な資料に克明な分析を加えている実証的手法と、規範の微妙な変容を逃さず捉え、礼装規範の形成過程が日本の近代国家の歩みに連動していたことを解明した点が評価された。ただし得られた知見の理論化と解釈の余地を残していることが指摘され、また結論において本研究の意義を明確に述べるよう修正が求められたが、完成度の高い論文であると評価された。</p> <p>論文発表会では、史料を提示しながら明快に論文の内容が説明され、会場からの質問にも適切な応答がなされた。最終審査委員会において、結論の修正と、ことばの概念規定をより明確にしたことにより、全体として論旨が明快になったことが確認され、本論文が博士（人文科学）、Ph. D. in Fashion History and Theory に値するものと判断された。</p>
論文題目	礼装規範の形成と近代日本	
審査委員	(主査) 教授 徳井 淑子	
	教授 舘 かおる	
	教授 秋山 光文	
	教授 戸谷 陽子	
	教授 小玉 亮子	
インターネット公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否（可・<input checked="" type="radio"/>否）</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※ 本学学位規則第24条第4項に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	

